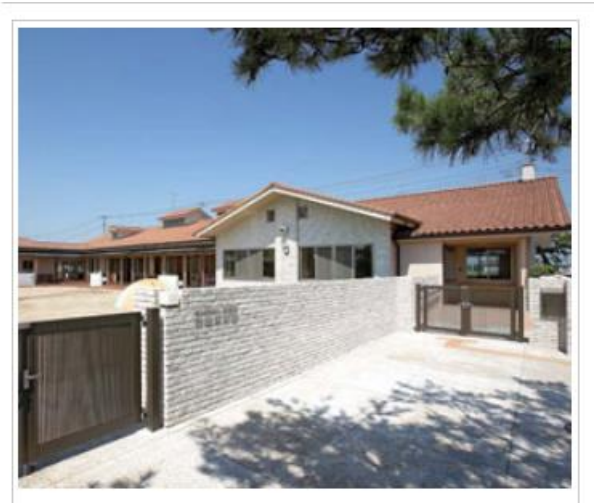


資料5

社会福祉法人清陵会



幼保連携型認定こども園移行 に伴う利用定員の設定について



1 幼保連携型認定こども園の 認可について(埼玉県が認可)

幼保連携型認定こども園の認可基準

幼保連携型認定こども園を設置しようとするときは、都道府県の認可が必要で、都道府県が認可をしようとするときは、あらかじめ審議会そのほか合議制の機関の意見を聴く必要があります。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条及び第25条)

《認可までの主な流れ》

施設整備を伴う場合

	内 容
4月	施設整備補助金に係る申請手続き
5月	埼玉県児童福祉審議会の開催
6月	補助金交付決定
10月	認可申請説明会
11月	認可申請書提出
12月～	補正
3月末	認可

施設整備を伴わない場合

	内 容
10月	認可申請説明会
11月	認可申請書提出
12月～	補正
3月末	認可

幼保連携型認定こども園の認可基準

《主な認可基準(埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例)》

項 目	認可基準	備 考
職員の配置	・満1歳未満の子ども(乳児) 3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の子ども(幼児) 6人につき1人 ・満3歳以上満4才未満の子ども 20人につき1人 ・満4歳以上の子ども 35人につき1人	職員は、幼稚園の教員の免許状と保育士の資格が必要(保育教諭)
設 備	・乳児室及びほふく室 満2歳未満の園児1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児1人につき1.98㎡以上 ・調理設備及び便所 ・園庭	既存宿舎で認可基準内
教育及び保育を行う時間	【1号認定こども】 ・原則として1日4時間とし、教育週数は39週以上 【2号・3号認定こども】 ・保育所と同様、11時間を原則とする。	
子育て支援事業	最低でも週3回実施するものとする。	

行田こども園の概要

平成31年4月1日事業開始予定の行田こども園の概要は次のとおりです。

施 設 の 名 称	行田こども園																																						
種 別	幼保連携型認定こども園																																						
設 置 者 名	社会福祉法人清陵会																																						
代 表 者	園部 浅子																																						
所 在 地	行田市大字荒木4, 961番地																																						
教育及び保育の 理念・方針・目標	【理念】 「私たちは、親子の未来に繋がる幸せづくりを追求しようs 【方針】 「心と体と頭をたくましく」 【目標】 「明るく正しく健やかに」																																						
認 可 ・ 利 用 定 員	<table> <tr> <td></td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr> <tr> <td>1号認定子ども</td><td></td><td></td><td></td><td>5人</td><td>5人</td><td>5人</td><td>15人</td></tr> <tr> <td>2・3号認定子ども</td><td>3人</td><td>15人</td><td>18人</td><td>18人</td><td>18人</td><td>18人</td><td>90人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>23人</td><td>23人</td><td>23人</td><td>105人</td></tr> </table>								0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	1号認定子ども				5人	5人	5人	15人	2・3号認定子ども	3人	15人	18人	18人	18人	18人	90人	合計				23人	23人	23人	105人
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																																
1号認定子ども				5人	5人	5人	15人																																
2・3号認定子ども	3人	15人	18人	18人	18人	18人	90人																																
合計				23人	23人	23人	105人																																
開 所 時 間	1号認定子ども 午前10時～午後2時(4時間) 2・3号認定子ども 午前7時15分～午後6時45分(11時間30分)																																						

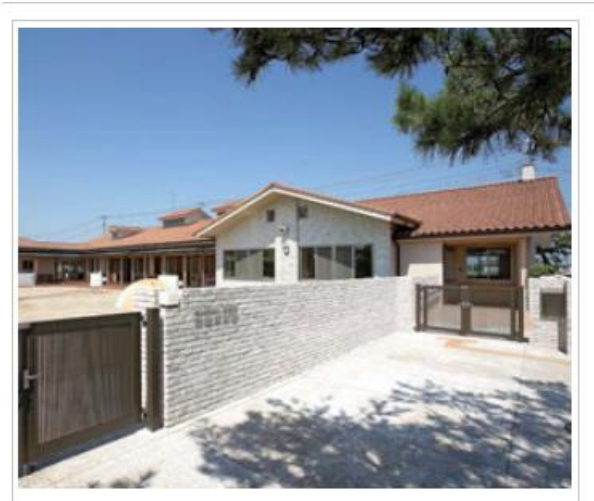
行田こども園の概要

職 員 数	22人 (園長1、副園長1、主幹保育教諭2、保育教諭14、調理員3、事務職員1)			
食事の提供方法	自園調理			
保 育 料 等	行田市が定める保育料に準拠（園による直接徴収）			
子育て支援事業	実施事業：園庭開放、子育て相談 実施日時：毎週火・水・木の午前10時から午後3時 ※認定こども園法施行規則第2条に			
施設設備の概要	乳児室 ほふく 室	0歳児室	床面積 11.22㎡ 有効面積 11.22㎡	認可基準面積 9.9㎡
		1歳児室	52.38㎡ 50.71㎡	49.5㎡
	保育室 遊戯室	2歳児室 38.36㎡ 3歳児室 64.30㎡ 4歳児室 64.30㎡ 5歳児室 126.00㎡ ※遊戯室は5歳児室と兼ねる。	38.28㎡ 63.84㎡ 63.84㎡ 122.64㎡	35.64㎡ 45.54㎡ 45.54㎡ 45.54㎡
	その他	子育て支援室 72.13㎡ 調理室 35.29㎡ 園庭 1,125.00㎡		

行田こども園 位置図



(最寄駅)秩父鉄道 武州荒木駅 徒歩約15分



2 幼保連携型認定こども園の 利用定員について

新制度における給付を受けるためには

施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、教育・保育施設としての認可とは別に市町村の「確認」を受け、「利用定員」を設定する必要があります。

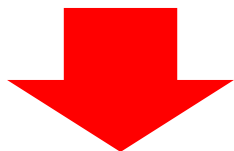
「認可定員」は、施設としてのハード面、人的配置などのソフト面が法に適合している場合に認められる定員です。

「確認」とは、対象の施設・事業が、公費（給付費）の支給対象となる施設・事業所としての要件を備えているかを市町村が審査するものです。

原則として、認可を受けた施設であっても、市町村による確認を受けなければ給付の対象となりません。

「利用定員」は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐために、その地域の保育ニーズに合致した供給量に見合った定員を「利用定員」として設定し、その人数に応じて公費（給付費）を支出します。

利用定員は、市町村の子ども・子育て会議等による意見を聴いた上で、市町村が定めます。



確認の基準や利用定員の必要性の判断基準は？

確認を行う際の設備・運営の基準（要件）は、市町村が条例で定めます。

また、需要と供給量を判断するための基準となるものが、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「量の見込み」と「確保方策」です。

市町村子ども・子育て会議 (子ども未来審議会)との関係

《子ども・子育て支援法》

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 (略)

《行田市未来審議会条例》

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

確認と利用定員設定の手続き

- (1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」もしくは「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。
- (2) 確認申請があった場合、市では条例と「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。
 - ・設備や職員配置などの運営について ← 条例と合致しているか？
 - ・利用定員 ← 市の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員か？
- (3) 市では、審査の後、確認申請があった施設・事業所について、給付の支給対象施設・事業所として確認してよいか、また利用定員を定めてよいか、市の子ども未来審議会で見解をお聴きます。
- (4) 市の子ども未来審議会及び県との協議結果に基づいて、市が利用定員の確認を行い、定めます。

行田こども園 利用定員設定

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定				5	5	5	15
2号認定				18	18	18	54
3号認定	3	15	18				36
合計	3	15	18	23	23	23	105

現行90名(2号54名、3号36名)



105名(1号15名、2号54名、3号36名)

子ども・子育て支援事業計画との整合性

30年度					
認定 区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育 希望	3歳以上保育必要		0歳 保育 必要	1～2歳 保育 必要
		教育希望 が強い	左記以外		
量の見込み	1,219	780		96	424
		70	710		
市内施設 確保数	2,110		841	82	370
市外から 受け入れ			21	2	14
市外施設 利用			42	5	31
確保数	2,110		862	85	387
過不足数	821		152	－11	－37

31年度					
認定 区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育 希望	3歳以上保育必要		0歳 保育 必要	1～2歳 保育 必要
		教育希望 が強い	左記以外		
量の見込み	1,209	773		100	403
		10	763		
市内施設 確保数	2,095		856	97	386
市外から 受け入れ			21	2	14
市外施設 利用			42	5	31
確保数	2,095		877	100	403
過不足数	876		114	0	0

①教育ニーズ〈1号〉

- ・市内幼稚園に対し、認定こども園に関する情報提供を行い、認定こども園への移行を希望する幼稚園については支援を行う。
- ・平成31年度までに3園の移行を想定し、「移行についての意向調査」の結果を踏まえながら幼稚園への働きかけを行う。

②保育ニーズ〈2号、3号〉

- ・既存保育園における低年齢児の利用定員増の意向に基づき、既存施設の改修を支援する。また、賃貸物件や事業者の居宅を活用した地域型保育事業所の保育環境整備のために必要な支援をするなど、保育ニーズの高い低年齢児の受け皿確保のために必要な整備を行う。
- ・幼稚園に対し、子ども・子育て支援新制度への移行を促し、「一時預かり事業（幼稚園型）」を活用した2歳児の受入れを行う。また、認定こども園への移行を前提とした「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」による0歳～2歳児の受入れを実施するよう働きかけを行う。